

戦争への道が共謀罪

① 戦争を行う主体 (インペリアル・ナショナル・ミリタリズム)
大本営 国家安全保障会議 (官僚政権の下で進められ)
2つあるとされ。

② 教育 一般市民を戦争に協力させるため

アクト ヒトツメイ 教育勅語、軍事教練 道徳教育 (教科書をアクト 犯罪化する) 愛國心、忠誠心
③ 戦争に反対する国民を弾圧 分. 有効性 (暴力的でない) 治安維持法、特高による拷問 共謀罪、盗聴、密告、おとり捜査

④ 戦争遂行するための市民の相互監視と国家が市民を直接監視できるシステム
隣組制度、密告 通信傍受、街頭監視カメラ、顔認証システム

⑤ 情報の隠蔽

軍機保護法、国防保安法 特定秘密保護法

⑥ 報道統制

情報局による検閲、報道機関の統合 NHK、民放への介入

⑦ 戦争のためすべての を動員する体制
国家総動員法、徴兵制度 有事法制、緊急事態法 (自民改憲案)

秘密保護法にはすでに共謀罪が導入されている。

→ 通信傍受の対象とされれば、政府の違法行為や腐敗悪く内部告発や調査報道は非常に困難になる。

組織的犯罪集団

犯罪を目的として作られた団体であることを、自ら明らかにしている団体はあり得ない。捜査当局による。

本来ならば常習性と持続性が必要なのに、規定されていない。

普通の会社や市民団体、労働組合でも捜査当局が組織的犯罪集団と認めれば、共謀罪への対象になる。

合意だけで逮捕できるが、準備行為がないと処罰できない。

実行を中止しても共謀に加わっていれば、処罰される。自首すれば免れる。

狙いは、戦争 → 反対する市民監視、管理会社を作ること。

テロリストとレッテルを張って弾圧

南アフリカのマンデス、アラブの春の文民政権、パレスチナのアラファト議長
法律は一人歩きをする。改定もできる。

テロを口実とする人権侵害と市民監視。

条約の越境性が法案にはない。

条約の目的

金銭的その他の物質的利益を得るための重大犯罪を行うことが組織的な犯罪集団。

テロ防止条約

国連テロ資金供与防止条約（2002年）

→テロ資金提供防止法（2004年）

核テロリズム防止条約（2007年）

→予備段階から処罰する法律制定

共謀罪になりうること

- ① 基地建設に抵抗する市民団体が、工事阻止のために道路に座り込みを計画し、地理を調べた——威力業務妨害罪
- ② 戦争に反対する市民団体が、自衛隊の官舎に「殺すな」「戦争反対」と書かれたステッカーを貼ることを計画し、ステッカーを買うためにATMから出金した——建造物損壊罪
- ③ パレスチナのハマスが関与する学校と病院の再建のための募金活動を計画し、ネットで現地状況を調査しはじめた——テロ資金供与防止法違反の共謀罪
- ④ 上場企業である大手電機会社（の役員ら）が株価を維持する目的で会社の業績不振の実態を隠すため、利益を上乗せした有価証券報告書を作ることを部下に命じた——金融商品取引法違反
- ⑤ 新聞社が自衛隊の行動について防衛相の大臣や幹部にその詳細（戦争を準備している）を明らかにするよう執拗に押しかけ、何度も何度も繰り返し求めることを編集会議で決定した——特定秘密保護法